

国土交通省中部地方整備局は、令和 7 年 8 月 6 日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、「国道 1 3 9 号阿幸地電線共同溝 PFI 事業」に関する実施方針を公表しました。

今般、PFI 法第 7 条の規定に基づき、同事業を特定事業として選定したので、PFI 法第 11 条の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

令和 7 年 9 月 30 日

中部地方整備局長 森本 輝

国道 1 3 9 号阿幸地電線共同溝 P F I 事業

特定事業の選定について

1. 事業概要

本事業は、電線共同溝（管路部・特殊部（地上機器を除く）・横断部）、歩道、道路附属物、車道（以下「本施設」という。）の設計、工事、工事監理及び維持管理を P F I 法に基づき実施するものである。

選定された民間事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、本事業の遂行のみを目的とした会社（以下「事業者」という。）を設立し、P F I 事業を実施することを基本としている。

(1) 事業名称

国道 1 3 9 号阿幸地電線共同溝 P F I 事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

- ① 事業の対象となる公共施設等の名称
一般国道 1 3 9 号
- ② 種類
 - ・電線共同溝（道路法第 2 条第 2 項の 7 に定める電線共同溝（道路附属物））
 - ・道路（歩道、車道）
 - ・道路附属物

(3) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 中野 洋昌

（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 中部地方整備局長 森本 輝）

なお、本事業に係る基本協定及び事業契約については、中部地方整備局が締結することを予定している。

(4) 特定事業の業務内容

特定事業として民間事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

- ① 設計業務
 - ア 事前調査業務（現地踏査、試掘調査、現況調査）

- イ 詳細設計業務
- ウ 調整マネジメント業務（設計段階）
- ② 工事業務
 - ア 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務
 - イ 整備工事業務（電線共同溝、歩道、道路附属物、車道の整備）
 - ※ 電線の入線工事、既存電柱・電線の撤去・移設及び占用物件の協議・補償・移設は業務に含まない。
 - ウ 調整マネジメント業務（工事段階）
 - エ 本事業で整備する施設の所有権移転業務
- ③ 工事監理業務
 - ア 工事監理業務
- ④ 維持管理業務
 - ア 点検業務・補修業務
 - イ 調整マネジメント業務（維持管理段階）

(5) 事業方式及び権利関係

本事業は、以下に示す事業方式（ＢＴＯ（Build－Transfer－Operate）方式）で実施する。

特定事業を実施する民間事業者は、事業対象区域において、本施設の設計、工事及び工事監理の業務を行い、整備完了後に本施設の所有権を中部地方整備局に移転する。その後、民間事業者は、事業期間が満了するまで、維持管理対象施設の維持管理業務を行うこととする。

(6) 事業期間及び事業費の支払い

本事業の事業期間は、中部地方整備局と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和 37 年 3 月末までの約 30 年間を予定する。

本事業は、サービス購入型によって実施するものとし、中部地方整備局は、事業者から本施設の引渡しを受けた後に、本事業の実施の対価（以下「事業費」という。）として、事業者以下に以下の費用を支払う。

- ① 施設整備費
- ② 維持管理費
- ③ その他の費用
- ④ 消費税等

なお、事業費の支払の詳細については、入札公告時に示す。

(7) 事業対象区域の概要

- ・ 事業場所：一般国道 1 3 9 号（静岡県富士宮市）
- ・ 用途地域：近隣商業地域、一部準工業地域
- ・ 事業延長：約 3.60km（上り線（東側）L＝約 1.80km、下り線（西側）L＝約 1.80km）

ただし、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）の維持管理業務については別途工事の完成後、引渡時期が明確になった段階で指示する。

2. PFI 事業として実施することの客観的評価

(1) コスト算出による定量的評価

本事業について、中部地方整備局が直接実施する場合と PFI 事業として実施する場合の公共負担額の比較を行うに当たって、その前提条件を「別紙 定量的評価の根拠」のとおりに設定した。

なお、これらの前提条件は中部地方整備局が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。

上記の前提条件のもとで、中部地方整備局が直接事業を実施する場合と PFI 事業で実施する場合の公共負担額を比較すると、PFI 事業で実施する場合は、中部地方整備局が直接事業を実施する場合に比べて、現在価値換算後、3.0%の VFM が見込まれる結果となった。

(2) PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業を PFI 事業として実施する場合の主な定性的効果として以下が挙げられる。

① 各種工事の工程を最適化

複数の業務及び工事を一括発注することにより、管理まで見据えたフロントローディング手法の導入が可能となる。また、事業全体の様々なリスクを考慮した最適な施工計画によって、事業全体の工期短縮が可能となる。

② 調査精度の高い詳細設計で手戻りを最小化

調査設計段階において精密に現況埋設物を把握し、効率的な支障物移設設計を実施する。また、新技術導入による地中探査等の実施と、それらの計測データを含めた CIM 技術の活用により、不測の事態にも効率的に対応し、施工段階の工期遅延を抑制するとともに、維持管理への継続活用が可能となる。

③ 早期の合意形成を行い、円滑に事業を推進

調査設計段階から施工段階、維持管理までの関係機関協議や地元調整等をワンストップ体制で行うことで、管路埋設の同時施工や早期の地元合意形成が図られ工期短縮が可能となる。また、継続的な情報共有と監理体制保持により、切れ目なく円滑な事業を推進する。

④ まちづくりへの貢献

上記①～③の効果により、早期整備が期待されることから、強風・地震等の災害時における緊急輸送道路の確保並びに安心して快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の形成などによる防災効果の早期発現等、地域のまちづくりに貢献する。

⑤ 民間資金等の活用による公共負担額の平準化

本事業を PFI 事業として実施することで、施設整備及び維持管理などに要する費用を、サービス対価として毎年定額で支払うことから、支出を平準化することが可能となる。

また、民間資金活用期間における他の電線共同溝への投資や、支出の平準化により軽減された財政を活用することで、緊急輸送道路の無電柱化事業の効率的な推進に繋がる。

⑥ リスク分担の明確化による安定した事業実施

発生が想定されるリスクについて中部地方整備局と事業者間の責任分担を明確化し、調整マネジメントにノウハウがある事業者に最大限の努力が可能な範囲でリスクを移転することにより、リスク管理の最適化が図られ、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となるとともに、リスクの顕在化の予防に資することが想定され、事業目的の円滑な遂行や安定した無電柱化の実施が期待できる。

(3) PFI事業として実施することの総合評価

以上のことから、本事業は、PFI事業として実施することにより、定量的評価及び定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。また、このことは、実施方針公表後の事業者からの意見招請の結果からも、十分に実効性があるものと判断される。このため、本事業をPFI法第7条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。

別紙 定量的評価の根拠

1. P S CとP F I－L C CとV F Mの値		
項目	値	公表しない場合はその理由
①P S C（現在価値ベース）	（非公表）	・ その後の入札等において正当な競争が阻害される恐れがあるため
②P F I－L C C（現在価値ベース）	（非公表）	
③V F M（金額）	（非公表）	
④V F M（割合）	3.0%	

2. V F M検討の前提条件		
項目	値	算出根拠 （公表しない場合はその理由）
①割引率	1.9%	・ 「V F M（Value For Money）に関するガイドライン」を踏まえ、1.9%に設定した。
②物価上昇率	－	・ 物価変動の影響は物価変動リスクの調整により行い、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。

3. 事業費などの算出方法			
項目	P S Cの費用の項目	P F I－L C Cの費用の項目	算出根拠
①施設整備にかかる費用の算出方法（このうち資金調達に係る費用は③参照のこと。）	・ 調査・設計費 ・ 工事費 ・ 工事監理費 ・ 調整マネジメント費（設計段階・工事段階） ・ 間接コスト	・ 調査・設計費 ・ 工事費 ・ 工事監理費 ・ 調整マネジメント費（設計段階・工事段階） ・ 事業者の開業に伴う費用 ・ 引渡日までの事業者の運営費 ・ 融資組成に伴う費用 ・ 建中金利	・ P S Cの各経費については、事業実績を基に算定した。 ・ P F I－L C Cの各経費については、一括発注による効果を考慮して算出した。
②維持管理にかかる費用の算出方法	・ 点検業務費 ・ 補修業務費 ・ 調整マネジメント費（維持管理段階）	・ 点検業務費 ・ 補修業務費 ・ 調整マネジメント費（維持管理段階）	・ P S Cの各経費については、事業実績を基に算定した。 ・ P F I－L C Cの各経費については、P S Cと同等に算定した。
③資金調達にかかる費用の算出方法	・ 施設整備費は、出来高に応じ支払 ・ 維持管理費は発生年度に支払	・ 施設整備期間終了後に借り替える長期借入による発生金利分を割賦手数料として計上	・ 資金調達条件については、過去のP F I事業の実績等を参考に、近時の金融市況を元に設定した。
④その他の費用		・ P F I事業実施に係る公共側の費用 ・ 引渡日以降の事業者の運営費 ・ 事業者の税引前利益	・ P F I－L C Cは、事業者の運営費等を計上した。